

平成5年1月4日

『ハンコ行政』見直しへ 豊島区も押印廃止第2次分を実施

各種申請書等の押印廃止に向けて検討を続けてきた豊島区は、平成4年7月1日に、その第一次実施分として、区民集会室・保養所・社会教育施設・体育施設などの各種施設利用申請書、公園・児童遊園の占用許可申請書、保育所入所申請書、高齢者福祉手当・心身障害者福祉手当等申請書、飼い犬の登録申請書など、全申請書類のうち約20%にあたる371件について押印を廃止したが、このほど、その第二次分として、様式そのものの廃止(71件)を含めて225件の申請書等についての押印廃止を決め、1月1日付けで実施した。これによって、第一次分とあわせた押印廃止書類は全体の33.5%にあたる596件となった。

今回、押印を廃止した主なものは、奨学金支給申請書、車椅子貸与借用確認書、地域団体青少年健全育成行事補助金報告書、住宅用家屋証明申請書、建築確認証明願、社会教育関係団体補助金実績報告書、各種行事参加申込書など。また、特別区民税・都民税証明交付申請書についても免許証等により本人確認可能な場合には押印不要となった。

ただし、戸籍事務や児童手当認定申請書など法律などで押印が定められているもの、また、法的に義務づけられてはいないものの国や都から押印を要求(指導)されている転入・転出届や住民票交付申請書などの住民記録事務については、従来どおり押印を必要とする。

詳細 総務課 文書係